

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 28 日現在

機関番号：10101

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2011～2013

課題番号：23653001

研究課題名(和文)台湾における刑事司法改革の比較法的研究 捜査取調の適正化を中心に

研究課題名(英文)A research of Taiwan's criminal justice reform based on comparative law --- focusing on the optimization of investigation and interrogation

研究代表者

鈴木 賢 (SUZUKI, Ken)

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：80226505

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円、(間接経費) 780,000円

研究成果の概要(和文)：日本同様、自白偏重の傾向がある台湾では、1998年に刑事訴訟法が改正されて、警察、検察での取調過程に録音・録画を義務づける制度が導入された。取調全過程録音(ないし録画)はすっかり実務に定着し、今日では当たり前のことになった。しかし、義務違反が根絶されたわけではなく、義務に違反した取調調書の証拠能力について訴訟で争われる事例もなくなってはいない。その意味で義務違反の取調調書をいかに扱うかが今後の焦点となっている。他方で取調過程の可視化が自白を困難にさせていることは確認できず、この制度の導入によるデメリットも見つからなかった。台湾法の実践は日本の進むべき道を示唆していると考えられる。

研究成果の概要(英文)： Although, like Japan, there is a tendency to overemphasize confession in Taiwan, during the revision to the code of criminal procedure in 1998, a new policy was introduced which requires recording of the interrogation conducted by the police and the prosecution. The recording of the full process of interrogation is now taken as a matter of course at the practice level. However, it does not mean that breach of duty had been completely eradicated. Therefore the admissibility of the investigation report is still an issue during the criminal litigation when a breach of duty occurs. In that sense, how to treat the investigation report that failed to follow the new policy has become a matter of concern. On the other hand, there is no proof that the "visualization" of the interrogation process had made it difficult for suspects to confess, and there is no evidence to suggest any disadvantage by introducing this policy.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：刑事手続 台湾法 取調の可視化 捜査の適正化 自白調書 取調の録音・録画 被疑者の防御権 自白偏重

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本では刑事手続における自白偏重、「真実」究明への志向が強いために、取調過程の可視化、弁護人の立ち会いを認めることには、捜査当局からの抵抗がなお続いている。そのため完全な可視化にはいまだ至っていない。しかし、これがえん罪の温床と化していることは広く共有された認識がある。捜査の適正化をめぐる比較法的な情報は多く流布しているが、ほとんどが欧米諸国のそれであり、近隣アジアでの文献を渉猟した本格的な研究は欠落していた。

(2) 台湾では日本に先立って取調過程の可視化、夜間取調原則禁止などの刑事手続改革が行われているが、従来は短期間の実地見聞による断片的な情報が伝えられているだけで、裁判例や理論研究などの文字資料を踏まえた本格的な比較法研究は行われていない。類似の法文化を共有するアジア諸国についてのこの問題の解明が急務の課題となっていた。

2. 研究の目的

(1) 台湾における取調適正化が1998年にいかにして可能となったのか、その背景と動態、推進力および阻害要因の両面を明らかにする。

(2) 被疑者への取調の可視化（全過程録音ないし録画）と夜間取調原則禁止（夜間取調拒否権）を取り上げ、その運用実態、評価、影響、問題点などを明らかにする。とくに改革によって自白を引き出すことにマイナスの効果をもたらしているかどうかを焦点を当てる。

(3) 日本におけるこの問題の議論に対して実際に制度を先んじて導入した台湾の経験から、比較法的な示唆を獲得し、日本の抵抗勢力説得のための素材を提供する。

3. 研究の方法

(1) 改革案採択までの学界やマスコミ、立法院などにおける言説の整理、見解分岐のマッピングを行い、推進派の論理、運動がどのように展開されたかを探る。

(2) 新制度導入後の運用実態を伝える研究論文（書）、裁判例、司法統計資料を収集し、解析を加える。

(3) 警察、検察、裁判所、弁護士、研究者、NGOなど関係者に対してインタビューし、制度改革の効果、影響を調べるとともに、取調録画の施設・設備などの整備、利用・運用状況を現地観察により調査する。

4. 研究成果

(1) 台湾刑事司法の前提条件が明らかになった。台湾でも刑事裁判における自白が占める位置づけは重く、主要な証拠として捜査機関では自白の獲得を目指して、強引な取調が横行しており、それがしばしばえん罪を生んで来た。1982年に起きた王迎先事件をきっかけとして、広く社会的に取調過程の適正化の必要性が認識されるようになっていった。これに押されて取調への弁護人の立ち会いを認める、警察、検察での取調全過程を録音・録画することを義務づける、原則として日の入りから日の出までの時間帯での取調を禁止するという手続改革が進んだものである。密室での取調を維持することに固執することにはいかなる正当性もないとの雰囲気になっていったとされる。

(2) 実務においては現在、ほとんどの取調が録画されるに至っている。ほとんどの警察署（含む派出所）、検察署の取調室にはカメラとそれを裏から録画し、操作、保存する設備が導入され、同時に取調記録が作成されている（以下、写真1、写真2を参照）。

【写真1】
台中市大甲派出所偵訊室の取調録画機材
(2013年8月15日、鈴木賢撮影)



【写真2】
台中地方檢察署偵查室天井の録画用カメラ
(2013年8月15日、鈴木賢撮影)

ほとんどの取調では録画が行われるようになっており、このことは取調の適正化に一定の効果を発揮している。

(3) 少なからぬ録画義務違反の取調の実態が明らかとなった。全過程が録画されていない取調記録が法廷に証拠として提出されることがあり、この書面記録の証拠としての能力が実務では問題とされ、裁判所は多くの場

合、これを証拠として採用している。つまり、録画義務違反は必ずしも証拠としての効力を否定されるわけではないのが実態である。自白の任意性を公判段階で争う被告人が現れているが、録画の有無だけでそれが判断されているわけではないのである。こうした扱いが実務に録画義務違反を一定程度蔓延させる結果をもたらしている。その意味で書面の記録がやはり大きく物を言う傾向が続いている。自白偏重の文化の根強さは台湾でも健在と言うべきであろう。

(4) 今後に残された課題は、録画義務に反する取調調書の証拠能力について明確な法規定を置くことにある。しかし、これには検察、警察からの抵抗があるし、治安維持的な発想からの反対論もある。とはいえ、これは原則録画というルビコンを渡った後での残された課題というべきであり、日本とは問題状況のレベルには大きな差がある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 13 件)

1. 鈴木賢「日本基礎法学、法学理論以及法学研究者培養的危機」、台湾法学 241 期、P.57-61、2014、査読無
2. 鈴木賢「中国的法観念の特殊性について——非ルールの法のゆくえ」、国際哲学研究 2 号、P.7-20、2013、査読無
3. 坂口一成「中国におけるえん罪と刑事裁判の正統性——公正をめぐる「党の指導」と「裁判の独立」」、アジア法研究 6 号、P.105-118、2013、査読無
4. 坂口一成「中国における司法の自律性と裁判官の「質」に関する一考察——拙著『現代中国刑事裁判論』に対する高見澤磨氏の書評に触れて」、社会体制と法 13 号、P.63-69、2013、査読無
5. 鈴木賢「比較法学の視角から見た台湾法の特殊な位置づけ」、新世代法政策学研究 18 号、P.293-305、2012、査読無
6. 鈴木賢「従法律之変遷看中国式威権体制之走向」、静宜法律 1 号、P.127-137、2012、査読有
7. 鈴木賢「〔シンポジウム〕現代中国の裁判における法的効果と社会効果：解題」、新世代法政策学研究 14 号、P.67-69、2012、査読無
8. 鈴木賢「中国法の変容と共産党統治のゆくえ」、東亜 535 号、P.32-41、2012、査読無
9. 鈴木賢「中国の放送メディア法制——党／政府の饒舌とビジネス化のアンビバレンス」、比較法研究 73 号、P.236-248、2011、査読無
10. 鈴木賢「〔書評〕石塚迅・中村元哉・山本真(編著)『憲政と近現代中国——国家、社会、個人』」、アジア法研究 5 号、P.183-188、2011、査読無
11. 鈴木賢「北大 HOPS マガジン【東アジアを考える】ポスト共産党王朝を見据えた日中関係を」、WEBRONZA 2011 年 10 月 3 日、2011、査読無
12. 鈴木賢「中国における個別事例を通じた法変革運動の展開——中国法の新たな段階」、法の科学 42 号、P.96-104、2011、査読無
13. 坂口一成「台湾における罪刑法定主義の理念と現実——その「感覚」をめぐる日本、そして中国との比較」、北大法学論集 62 巻 4 号、P.251-298、2011、査読有

[学会発表] (計 17 件)

1. 坂口一成「現代中国刑事法と「非ルールの法」というコンセプト——寺田理論との対話」、現代中国法研究会第 22 回研究集会(北海道大学・札幌市)、2013 年 9 月 7 日
2. 鈴木賢「差別と搾取に依拠した発展モデルと労働法の役割」、日中労働法国際シンポジウム「日中における労働関係の変容と労働法の役割」(北海道大学・札幌市)、2013 年 7 月 6-7 日
3. 鈴木賢「中国における市民活動をめぐる法環境——国家と市場の狭間に染み出す「社会」——」、「社会体制と法」研究会 2013 年度研究総会(東京大学東洋文化研究所・東京都)、2013 年 5 月 31 日
4. 鈴木賢「労働法制推動発展模式的轉型——従農民工權益問題出發——」、復旦大学主催・上海フォーラム 2013 法律分科会(上海国際会議中心・中国)、2013 年 5 月 25 日
5. 鈴木賢「農民工差別と収奪による発展モデルの終焉——新たな労働法モデルを求めて」、シンポジウム「労働市場の変遷と社会安全制度——兩岸労働法と社会法の比較」(国立政治大学法学院・台湾)、2013 年 5 月 2 日
6. 鈴木賢「有日本特色労働関係の結構及其解体」、国際シンポジウム「グローバリズム下における労働関係と労働運動」(首都経貿大学・中国)、2013 年 1 月 12 日
7. 鈴木賢「中国的法観念の特殊性について——非ルールの法のゆくえをめぐって」、東洋大学国際哲学研究センター主催シンポジウム「〈法〉概念の時間と空間：〈法〉の多様性とその可能性を探る」(東洋大学白山キャンパス・東京都)、2012 年 12 月 15 日
8. 鈴木賢「「司法改革的前瞻與未来」でのパネリスト」、光華学者論壇(国立政治大学・台湾)、2012 年 12 月 11 日
9. 鈴木賢「弁護士活動と市民社会の成熟——日本の経験から」、中国公益弁護士研

- 修第6期(北京大学法学院・中国)、2012年11月21日
10. 鈴木賢「台湾刑事手続の歴史的展開と現状」、アジア法学会シンポジウム「台湾法の歴史的展開と現状」(東京大学東洋文化研究所・東京都)、2012年11月17日
 11. 鈴木賢「日中相続法の比較」、第11回日中民商法研究会(黒竜江大学・中国)、2012年9月9日
 12. 鈴木賢「比較法学の視角から見た台湾法の特殊な位置づけ」、第1回台湾研究世界大会(台湾中央研究院・台湾)、2012年4月26日
 13. 坂口一成「中國的冤案與刑事審判之正統性——搖擺於「黨的領導」與「審判獨立」間的公正」、第8回東アジア法哲学大会(國立政治大學・台湾)、2012年3月18日
 14. 鈴木賢「法與政治的分離在東亞——探討建立法治原則(Rule of Law)之前提問題」、第8回東アジア法哲学大会(國立政治大學・台湾)、2012年3月17日
 15. 鈴木賢「五十嵐清著『比較法ハンドブック』(勁草書房、2010年)をめぐる、「体制転換」と法研究会・法理論研究会(北海道大学・札幌市)、2012年1月8日
 16. 坂口一成「中国における刑事裁判の正統性と「公正」——「党の指導」により生じたえん罪を切り口に」、アジア法学会2011年研究総会(日本大学・東京都)、2011年11月19日
 17. 鈴木賢「[ミニシンポジウム]体制転換と放送メディア——ポーランド、ロシア、中国の比較法的研究」、比較法学会第74回学術総会(法政大学・東京都)、2011年6月4日

〔図書〕(計12件)

1. 坂口一成「1 森川、高見澤からの質疑」、寺田浩明・王晨・櫻井次郎・森川伸吾・高見澤磨・坂口一成・鈴木賢『ACADEMIA JURIS BOOKLET 2013: 中国における非ルール型法のゆくえ—中国法の変容と不変: 非ルールの法との対話—』(北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター)、P.75-76、2014
2. 坂口一成「4 なぜルール型を導入しようとするのか」、寺田浩明・王晨・櫻井次郎・森川伸吾・高見澤磨・坂口一成・鈴木賢『ACADEMIA JURIS BOOKLET 2013: 中国における非ルール型法のゆくえ—中国法の変容と不変: 非ルールの法との対話—』(北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター)、P.99-101、2014
3. 鈴木賢「依靠歧視与剥削的發展模式与労働法的角色」、林良栄・孫迺翊【主編】『労働市場変遷与社会安全制度』(国立政治大学法学院)、P.3-17、2013

4. 徐友漁・鈴木賢・遠藤乾・川島真・石井知章『文化大革命の遺制と闘う 徐友漁と中国のリベラリズム』(社会評論社)、P.1-170、2013
5. 鈴木賢「楊琴〔翻訳〕中国審判独立的現状及特徴」、朱勇・張中秋・朱騰【主編】『日本学者中国法論著選訳〔下冊〕』(中国政法大学出版社)、P.651-674、2012
6. 木間正道・鈴木賢・高見澤磨・宇田川幸則『現代中国法入門〔第6版〕』(有斐閣)、P.1-432、2012
7. 鈴木賢「中国法的思考方式——漸層的法律文化」、張中秋【編】『中国法律形象の一面——外国人眼中的中国法』(中国政法大学出版社)、P.119-132、2012
8. 鈴木賢「中国における個別事例を通じた規範変革運動の展開とその意義——中国法のあらたな段階」、長谷川晃【編著】『法のクレオール序説——異法融合の秩序学』(北海道大学出版会)、P.263-281、2012
9. 鈴木賢「日本新法曹養成制度面臨的問題與展望」、李明峻・林雍昇【編】『司法改革的關鍵議題』(新台湾国策智庫)、P.73-89、2012
10. 坂口一成「中國的冤案與刑事審判之正統性——搖擺於「黨的領導」與「審判獨立」間的公正」、陳起行・江玉林・今井弘道・鄭泰旭【主編】『後継受時代の東亞法文化——第八屆東亞法哲学研討會論文集』(元照出版)、P.377-388、2012
11. 鈴木賢「中国法院的「審判獨立」の實際狀況及其構造上的特徴」、政治大学法学院中国大陸法制中心【編】『転型中的中国大陸法制』(元照出版)、P.221-252、2011

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

○取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等

<http://lex.juris.hokudai.ac.jp/~suzuki/>

<http://www.juris.hokudai.ac.jp/ad/wp-content/uploads/sites/5/2014/01/booklet33.pdf>

http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/51532/1/HJNGLP018_010.pdf

<http://astand.asahi.com/magazine/wrpolitics/special/2011100300008.html>

6. 研究組織

(1)研究代表者

鈴木 賢 (SUZUKI, Ken)

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号: 80226505

(2)研究分担者

坂口 一成 (SAKAGUCHI, Kazushige)

大阪大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：10507156

(3)連携研究者 なし